

△交通局関係

午前10時00分開会

◆（加納委員） それでは、よろしくお願ひ申し上げます。

市営交通中期経営計画の5つの重点項目、いわゆる平成26年度予算案も含めてですけれども、主な取り組みの根幹をなすものは職員の健康管理であると私は思っております。安全を最優先に安心をお客様へ、安全、確実、快適なサービスの提供も、お客様の満足度の向上も、日本一の接遇も、職員の健康管理があつてこそだと思います。

しかし、局長、質問の前に、この市営交通中期経営計画にも、平成26年度予算案にも職員の健康管理についてがほとんど記載されていない、これについての見解をまずお聞かせください。

◎（二見交通局長） 本日の冒頭でおわびの御挨拶を申し上げましたが、先般の事故等も鑑みますと、やはり私も安全運行の基本は職員の心身の健康であるということが実感ございまして、御指摘のとおりのような状況でございます。私どもは決してないがしろにしてきたつもりはないのですが、形に出しておりませんでしたので、次年度、平成26年度の経営方針でございますとか、次期中期計画を今後精力的に策定してまいりますので、その中できちんと位置づけてまいりたいと考えております。

◆（加納委員） 大事ですからね。そこで、今回の私の質疑につきましては、職員を事故の被害者にもしない、加害者にもしない、いわゆる職員を守る、そのためには職員個人が自分の健康管理に挑戦する、職場、事業所なども環境整備を再確認する。そして、管理者としてできることに全て挑戦をし、職員のサポートに徹するという観点から御質問をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず初めに、ドライブレコーダーについて伺います。平成26年度の予算として、ドライブレコーダーの4つ目のカメラを取りつけることになっていますが、安全対策としてのドライブレコーダーの活用方法とカメラを増設する理由についてお伺ひいたします。

◎（二見交通局長） よろしくお願ひします。御答弁申し上げます。

ドライブレコーダーで抽出した画像を主に事故の分析や職員向けの事故防止研修に活用しているほか、省エネ運転ですとか、ドライブレコーダーが加速やブレーキといった運転操作データも抽出できますので、これをもとに乗務員一人一人の運転操作の指導向上にも使用しています。こうした活用を検証した結果、有効性が確認できましたので、もう1台増設することによりまして一層の安全運行を図りたいと考えております。

◆（加納委員） 現在搭載されている3つのカメラの取り付け位置と、他のバス事業者のドライブレコーダーの取り付け状況を把握している範囲でお伺ひいたします。

◎（二見交通局長） 現在の私どものドライブレコーダーのカメラの位置でございますが、車両の前方向及び左側面、それから車内の3カ所でございます。一方、ほかのバス事業者の状況でございますが、東京都営バスが、私どもの設置箇所に加えまして、車内後方と車両右側面、計5カ所に設置をしていると聞いています。川崎市営バスは、私どもの3カ所に右側面を加えた4カ所と聞いております。

◆（加納委員） さらに、4つ目のドライブレコーダーを取りつける理由と取り付け場所についてお伺いいたします。

◎（二見交通局長） より安全対策に有効な場所に4つ目のドライブレコーダーを設置したいと考えています。設置場所の候補でございますが、車体の右側面または車内後方を考えているわけですが、接触事故の件数等を考えますと、現時点で私どもとしましては右側面を軸に検討して、今後の事故防止につなげてまいりたいと考えております。

◆（加納委員） 次に、バス運賃収受にかかわる公金管理の取り組みについてお伺いいたします。平成26年度予算案に掲げる組織風土改革にも関連して、特に厳格な公金管理から伺ってまいります。公金管理に関しましては、昨年度バス乗務員による運賃の不適切な取り扱いが発生したことを契機として、交通局には公金管理の徹底的な見直しに取り組んでいただいていると思います。その際に、私も当時の常任委員会の立場から、約半年にわたって指摘や提言もさせていただきました。改めて、平成24年5月に発生したバス運賃の不適切な取り扱いの概要についてお伺いいたします。

◎（二見交通局長） 平成24年5月24日に市民の方から通報を受けまして、鶴見営業所バス乗務員の運行状況を確認しましたところ、お客様から乗車料金を直接手受けをするという不適切な金銭取り扱いが判明いたしました。直ちに内部調査を実施しましたところ、手受けした乗車料金をつり銭器に投入することなく、数回にわたり横領をしていた疑いが強まりました。その後の事情聴取で乗車料金の一部をみずからの自家用車両の中に保管していたことを認めましたので、6月8日付で業務上横領の疑いで神奈川県警察に被害届を提出しまして、同18日付で当該乗務員を懲戒解雇といたしました。

◆（加納委員） こういった不適切な事案の発生に対して、どのように対処したのか、お伺いいたします。

◎（二見交通局長） 6月5日でございますが、私を委員長としまして、バス運賃の不適切な取り扱いに関する内部調査委員会を立ち上げました。そして、子会社を含む全バス乗務員1429名を対象とした聞き取り調査及び全車両から回収したドライブレコーダーの映像解析調査によりまして、乗車料金の取り扱いに関する実態調査を実施いたしました。調査結果を踏まえた上で、同様の事案を二度と発生させないために再発防止策の検討に入ったわけでございます。

◆（加納委員） このような事案が発生した原因を追究するに当たっては個人の問題に終始するのではなく、いわゆる組織風土、組織にある問題点を浮かび上がらせることが必要であると考えますが、そこで、この不適切な取り扱いが発生した原因について、どのように認識しているのか、伺います。

◎（二見交通局長） 乗務員が所持しているつり銭資金の補充が十分でなく、誤って御乗車されたお客様に返金するような場合などに乗務員が私金を使用したり、ほかのお客様からの乗車料金を手受けするような状況がございました。これは、我々管理側が現場の業務実態を十分に把握していなかったものと深く反省しているところでございます。また、返金用つり銭資金を使用した場合の補充などにつきまして、当時手続が非常に煩雑であるといった理由から、乗務員がなかなか営業所係員に申告しにくい職場環境、組織風土もあったことなども原因であったと考えております。

◆（加納委員） 私は、おっしゃるとおり、当時現場の実態をしっかりと把握していなかったのではないですか

ということと、その実態に即した再発防止策をしっかりとすべきだということの提言もしてきました。実態と合わない中での再発防止策は実効性がないわけですから、そういった意味でどのような再発防止策をとっているのか、お伺いいたします。

◎（二見交通局長） 当時、常任委員会の委員の方々に御指摘をいただきましたとおり、私どもも管理側が現場実態を十分に把握した上で、乗務員の公金に対する意識改善を図るとともに、公金管理の仕組み自体を現場実態に適合した形に改める必要があることから、具体的な再発防止策を講じました。具体的に申し上げます。1つは、常に携行できる乗務員ハンドブックを全面改訂する、2番目でございますが、返金用つり銭資金については、毎日回収、補充をする、それからドライブレコーダーによる乗車料金収受の随時確認もする、また高額紙幣、1万円札等で御乗車するお客様への対応策として、次回に合わせてお支払いいただくための確認カードをきちんとお渡しする、このような再発防止策に取り組んだところでございます。

◆（加納委員） それが平成26年度予算案にも引き継がれると思いますけれども、現時点でどのような効果を生んでいるか、お伺いいたします。

◎（二見交通局長） まず、乗務員ハンドブックの作成によりまして、乗務員研修の充実強化を図った結果、乗車料金の手受け禁止は当然でございますが徹底をされました。このほか、お客様への返金時における補助券の活用も促進をされてきております。また、返金用つり銭資金を毎日回収、補充する方式に変更しました結果、つり銭切れがなくなりまして、これも当然ですが、乗務員が私金を使用するような状況は解消されております。さらに、高額紙幣により乗車されるお客様に、次回乗車時にお支払いいただく確認カードを新たに配付した結果、回収率が大幅に向上したところでございます。

◆（加納委員） 再発防止策、提案して、そのように実際に取り組んでいただいて非常に効果は出ている。これは市営交通中期経営計画の中でも、平成26年度、もう1段しっかりチェックしていただいてしっかり進めていただきたいと思います。

一方で、ドライブレコーダーについて、事故の記録という点ではなくて、その映像とデータを最大限活用していただきたい。そうすることで実は不適切な取り扱いを抑止することにもつながるし、結果として皆さんの仲間である乗務員を守ることもなるのだということで、ドライブレコーダーの活用の仕方について提案をしてみましたけれども、ドライブレコーダーの有効活用についてどのような改善を行ったのか、伺います。

◎（二見交通局長） 不適切事案も踏まえた上で、昨年10月に横浜市交通局ドライブレコーダー運用基準を新たに策定いたしまして、これまでの事故原因の分析などに加えまして、運転操作や接遇状況、乗車料金取り扱い等の確認でございますとか、安全運転、省エネ運転や接遇向上などの乗務員教育にも活用できるようにいたしました。これによりまして、乗務員の教育・育成面での有効活用が図れるようになり、また、職員を守る意味でも不正の抑制にも役立てることができるようになったと考えております。

◆（加納委員） どうか平成26年度もしっかりと続けていただきたいと思います。

次に、交通局職員の健康管理についてお伺いいたします。

バスの乗務員、地下鉄運転手や駅務員など現場で働く職員の皆さんですけれども、職員の皆さん方の健康があって初めて安全運行が実現できると私は思っております。その意味で、これからは確認をしながら、職員の健康管理について議論をさせていただきたいと思っております。まず、職員の健康管理に関する事業にはどのようなものがあり、予算額は幾らか、伺います。

◎（二見交通局長） 現場の乗務員のように、深夜業に従事する職員の年2回の健康診断、また年1回の事務職員の定期健康診断など、健康診断事業として約4400万円を計上しております。そのほか、労働安全衛生法第13条に基づきます産業医委嘱の報酬として約1000万円、職員の日常的な健康管理のための消毒アルコールでございますとか、常備薬品等の購入費用として約300万円を計上させていただいています。

◆（加納委員） 今、局長がおっしゃっていましたが産業医の委嘱の件についてですけれども、職員の健康管理に欠かせないのはこの産業医の存在です。

そこで、幾つか質問しますけれども、多分細かな議論になるかと思しますので、局長、ここで幾つか確認をさせていただきたいと思えます。産業医の法的役割について、わかる範囲で結構ですからお示してください。

◎（二見交通局長） 労働安全衛生法第13条に定められているとおり、基本的には50人以上の事業所になると思えますが、その職員、社員の健康管理、安全管理をきちんと担保するというのが目的であると認識をしております。

◆（加納委員） 交通局は4人の産業医を抱えていて、それぞれが担当しています。後からまた話が出ますけれども、そのうちの1人の山本医師、産業医は幾つかの担当がある中で、本局、皆さん方がいらっしゃるころの担当をされているのです。私は資料を2年間いただきましたけれども、一度も巡視していないのです。しかも、その巡視をした後の報告書も上がってきていないのですが、これは行っているのでしょうか。

◎（二見交通局長） 率直に申し上げまして、年に1回程度、本庁については巡視をいただいていると認識しております。

◆（加納委員） 毎月1回は行かなければいけないのです。ましてや、ここに座っている皆さん方のところです。行っていないということは、産業医として失格ではないですか。それから、皆さん方も本局として、職員の健康管理をする側としても失格ではないのですか、事実ですか。

◎（二見交通局長） 申しわけございません。釈明の余地がない話でございます、今、私、率直に申し上げまして、毎月1回というのを年に1回程度と、本庁に関しましてはそれが実態でございます。また、書類等が不備だということもそのとおりでございます、まことに申しわけございません。今後、改善に向けてきっちり取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

◆（加納委員） もう一つ、交通局と産業医の契約内容について、わかる範囲で結構ですから教えてください。

◎（二見交通局長） 大まかなところで大変恐縮でございますが、4人の方をお願いをしております、1つは、私ども職場の数で申しますと全28カ所になろうかと思えます。駅管区ですとか、全て含めると28カ所、先ほど申し上げました50名以上の事業所となりますと、もう少し少ないのですが、記憶で恐縮ですが17カ所程度だと思っております、この4人の方に28カ所を全部ローテーションで回っていただいております、それに基づいて委嘱金額の支払いをしているということでございます。

◆（加納委員） その支払い方法について、わかる範囲で結構です、教えてください。

◎（二見交通局長） これもあらかじめ申し上げさせていただいて大変恐縮なのですが、不備があるというふうに私は認識しておりますが、まず支払い方法は、基本的には産業医報酬の支払いの根拠になりますのは、産業医の出勤報告書だと私は思っております。これが不十分であるというふうに私も今認識をしておりますので、書式を改めまして、きちんとして出勤報告書に基づいて報酬する形に改めてまいりたいと考えております。

◆（加納委員） その出勤簿なのですけれども、聞いている人はわからないので、出勤簿というのはどういう根拠のもとに出勤したかしないかということが示されているのか、わかる範囲で結構です。

◎（二見交通局長） 少し細かな話になってしましまして申しわけないのですが、交通局産業医出勤簿というのをつくっております、月に一度お回りいただいたときに、原則は先生御本人からその日を押印していただくということで扱っています。

◆（加納委員） 局長、確認ですけれども、調書による支払い—調書払い、そして前月分の勤務実績及び今局長がおっしゃった出勤簿、巡視実施記録簿を担当者が確認して支払い調書をつくって、支払いをするということなのですね。今おっしゃった一つのところですね。出勤簿、巡視実施記録簿というのは何なのか、教えてください。

◎（二見交通局長） 委員に御指摘いただいた産業医巡視実施記録簿でございまして、私、今出勤簿に押印で確認すると申し上げました。正確に申し上げます。若干訂正させていただきます。4名のうち2名の先生は出勤簿押印形式でやっていただいております。残りの2名の先生は、巡視実施記録簿によりまして、いつ幾日、どこの事業所に何時から何時まで行って、どういう内容をチェックしたといったことを書式が定めていまして、それに書いていただきます。これによって2名の先生については出勤簿にかえているという実態がございまして。

◆（加納委員） そこで、この巡視の実施、職場巡視及び改善記録簿といういわゆる出勤簿と、もう一方の支払いの根拠となるものについて、再三やったのだけれども、不備があったでしょう、その不備について1点、お示してください。

◎（二見交通局長） 具体的に申し上げます。まず、実際のいつ巡視をしていただいたか、これが基本の基本でございまして、まことに申しわけないのですが、巡視の予定日が誤って書かれていたような例があったということが1点ございます。また、7日以内に作成という期限が守られていない、あるいはこれは翌月になると思うのですが、指摘事項の改善をされた場合の改善確認の押印がなかった、このようなことがあったということは認識をしております。

◆（加納委員） 支払いの根拠となるいわゆる巡視の改善記録が全くできていない、しかも保管もされていない営業所もあった。それが根拠になって支払っているのに、お一人5万円ですよ。ある人は交通費を入れて2000円追加するから、1回行ったら5万2000円ですよ。全く根拠がないではないですか。それで支払われているでしょう。このことについての御見解を伺います。

◎（二見交通局長） 実際にその先生にある日に行っていただいて、巡視していただいたことは事実でございまして、それに基づいてお支払いしたのですが、ただ、委員御指摘のとおり、その裏づけとなる根拠がない、それで支払ったということは大変に遺憾でございまして。今後、先ほど来申し上げておりますように、書式の見

直しー見直しでは済まない改訂等、全部含めましてきちんとやりまして、根拠に基づいた支出をするように是正してまいりたいと考えてございます。大変申しわけございません。

◆（加納委員）　そこで、お一人山本正博先生、たしか脳血管医療センターのある時期センター長でー医療事故を起こしたときのね。それから、飲酒事件の張本人だったけれども、この先生は毎月2回行っているのです。しかも、脳血管医療センターに皆さん方の職員が車を出してお迎えに行き、そこでお乗せして現場に1回行く。それは関内ですよ。ここですよ。ここに行く。そしてまた脳血管医療センターに送る。ここでの巡視は5分、多くて10分です。それで幾ら払うのですか、5万円ではないですか。見解をどうぞ。

◎（二見交通局長）　実態を私もよく再把握、再確認しまして、適切な手段を講じてまいります。

◆（加納委員）　あともう1カ所は、磯子営業所と滝頭営業所です。脳血管医療センターから車で10分以内でしょう。移動したって、たかが知れていますね。それは磯子営業所での時間帯と滝頭営業所の時間帯と、さっき言った現場での記録簿はほぼ同じ時間が記載されている。だから、同じ日に、同じ時間帯に、別の場所に行っているという記載なのです。（発言する者あり）ということで、それでも5万円払っているのですよ。どうぞ、見解を伺います。（「詐欺じゃないの」、「アリバイはどうだ」と呼ぶ者あり）

◎（二見交通局長）　事実関係でございますので、1点御説明させていただきます。磯子営業所と滝頭営業所の時間につきましては、これは先ほど私が申し上げた全くお恥ずかしい話で、一方の営業所のほうで巡視予定時間を誤って書いてしまったことによりまして、そうなっております。記載ミスでございまして、山本さんの巡視については時間を間違えたといいましょうか、予定時間を書いてしまった不備はございますけれども、巡視はされていたということはございます。しかしながら、改善ポイントは非常に多いと感じております。これも適切に対応してまいります。

◆（加納委員）　支払いの根拠は出勤簿、出勤簿の根拠は、さっきから言っているとおり改善簿、巡視簿、これがもとなのです。これ以外ないのだから、本当に行ったか行かないかという時間、確認もできない。この様式をもって支払うように契約書になっているのです。違っていましたでは済まないでしょう、副市長いかがですか。

◎（渡辺副市長）　今実態を聞きましても、ずさんな記録、不適切な支出があったようですので、これは局長が御答弁申し上げましたとおり、徹底的に中身を調べて、早急に改善をさせますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

◆（加納委員）　もう一人の古橋先生、これも見ましたよ。そうしたら、実態が実際の巡視時間が全く不明。同じ日に、同じ時間帯に多少あるけれども、2つのところでほぼ同じ時間帯に行っていたり、どっちが本当かわからない。ましてや移動する時間もない中で書かれている。それから水嶋先生、たしか横浜市大の学生を土下座させて足で踏んづけて、刑事事件を起こしたというふうにも記録されていますけれども、あの水嶋先生です。これだってひどいですよ。水嶋先生と神田先生は自己申請です。いついつ行ってきましてと、それで出勤簿に判こを押しているのでしょうか。でも、この自己申請で出したものと現場の巡視の日付も違う、時間も違う、どちらが本当かわからない。神田先生もそう。日付も違う、それからこちらで書かれた申請で出した日にちが現場にはない、違う日にちで現場ではつくられている。どうぞ、見解。

◎（二見交通局長） るる御指摘をいただいているようなことは、私も今回実態として把握をいたしました。言いわけ、釈明は申し上げませんが、私どもの現場職員等、事務的にふなれなところもございまして、このような記載ミス等が多く出ております。今後私ども、こういった職員向けの事務マニュアル、統一マニュアルもきちんとつくりまして、統一的なきちんとした対応をしまいたいと考えているところでございます。

◆（加納委員） つまり、山本先生の例ではないけれども、ほかもそうだけれども、1回の現場は5分から10分だよ。1回5分で5万円いただくのです。1回10分から20分行って、また5万円いただくのです。月に2回行って10万円です。何時間働いているのですか。契約は3時間以内だから、確かに5分行けばいいですよ。でも、今の常識からして考えられないでしょう、副市長、いかがでしょうか。

◎（渡辺副市長） 支出の根拠、あるいは産業医としての職場巡視の適切な時間などを含めまして、改善をしていきたいと考えております。

◆（加納委員） 産業医としての品格も、局としての品格も、職員に対して自分たちだけ月一回に巡視が来ないで、各現場に月一回巡視しろと、それはないでしょう。しっかりとやってください。

いろいろ言ってきましたけれども、現在の産業医の巡視方法をもう一度、どのように改善していくのか、これは御質問として伺いいたします。

◎（二見交通局長） 御答弁申し上げます。

現在の巡視は、全職場を対象に行っておりますが、るる御指摘をいただいております巡視時間の面、内容面、不十分な面が多々ございますので、産業医の巡視は法令で定める50名以上となるバス営業所などにいたしまして、めり張りをつけまして、しっかりと巡視を行っていただきたいと考えております。なお、現行の4名体制の産業医に新たに精神科の医師を1名加えまして、できれば5名体制にして職員の健康管理を充実させてまいりたいと考えております。それに何よりかにより、ただいまるる御指摘をいただいて、私も確認させていただいた書類上不備の問題、確認印がない問題、支出の根拠となる出勤簿等の問題、これらは私も今確認をさせていただきましたので、早急にきちんと対応してまいります。

◆（加納委員） 今回出してもらいましたよ。職場巡視改善記録簿、2年間頂戴と言ったら、公文書ですかと言ったら、公文書かどうかわからない。保存年月日は何年かと言ったら、それもわからない。でも支払いの根拠なのだから、1年とか2年とか3年とか保存期間はあるでしょう。それもきちんと変えなさい。しかも、今回2年間の記録を下さいと言ったら、10の営業所でもらったけれども、どことは言わないよ、2年以上ずっと書いていないで出勤簿になっている。支払いになっているのだよ。それで、私が資料要求したから慌ててこの書類を出してきた。でも書類を見たら、日付は平成26年6月、7月、8月、9月とか、そんなのまだ来ていないのだよ。いわゆる資料をつくり、本物が写ったらまずいからと別のものをつくってきた。慌ててコピーしているから両方僕のところに来てしまった。（笑声）どちらが本物かこちらはわからない。改ざんだとか加筆だとか、この手の問題は今回いっぱい出てきた。（「ビットコイン」と呼ぶ者あり）だからしっかりとやってもらいたい。

次に、健康管理関係の予算で4400万円の最も規模の大きい健康診断では、早期深夜勤務のある現場職員は年2回実施され、職員の健康状況はある程度把握できているのではないかと思います。そこでまず、交通局の職員の喫煙率について伺います。

◎（二見交通局長） 平成24年度の職員健康診断問診結果によりますと、局全体で38.4%、地下鉄部門で

33.4%、自動車部門 43.1%でございます。

◆（加納委員） それでは、職員の健康管理を進める上で、喫煙に対する局長の考え方について伺います。

◎（二見交通局長） 私ども交通局、現業職員が多く在籍しております。例えば、バス乗務員のように業務の間、かなりの長時間緊張を強いられるような仕事についている者が、仕事から帰った休息の間に一服したいという気持ちは非常に心情的には私もわかります。一方で、喫煙は本人の健康への直接の影響だけではなく、受動喫煙の問題もございます。また、交通局の最大の使命は安全運行でございますが、この安全運行の最大の基盤となるものは、先ほども申し上げました職員の心身の健康であると考えます。こうした点からも、喫煙のリスクということは十分に留意をして、私を含めまして、喫煙する職員一人一人が少なくともほかの方への迷惑になることは絶対に避ける、これは当然でございますが、それに加えて、みずからが自制心を持って対処することが今後必要になると考えております。

◆（加納委員） バス営業所などでの受動喫煙防止の取り組みについてはどうなっているのか、お伺いいたします。

◎（二見交通局長） 乗務員の控室の一角をパーテーションで区切りまして、換気扇を設置した上で喫煙室、喫煙コーナーとしてございます。私も非常に不十分であるとは十分認識をしておりますが、いわゆる基準分煙のような方式でコーナーを設けております。

◆（加納委員） 確認ですが、基準分煙だけれども、いつ基準分煙にして、どのような施設をつくって、その後、環境調査をしているはずだけれども、その状況を教えてください。

◎（二見交通局長） 不十分であり、いわゆる基準分煙と申し上げました。正確に言えば、現行の方式が基準分煙とは考えにくいというのが私の見解でございまして、その環境調査等も十分にはなされていないという認識を持っております。

◆（加納委員） 高額な機器を買ったのでしょうか。買って、その後どうして、どのような調査をして、結果どうなったかぐらいはわかるでしょう、教えてください。

◎（二見交通局長） 私が承知しておる範囲では、検査機器による定例的な検査はできていないと考えております。そういうふうには承知をしております。

◆（加納委員） 鉄道と自動車で検査機器を2台買ったのですよ。そのうち自動車は検査機器が壊れてしまった。1年以上放置してある。だからはかっていない。初めだけはかって、その後、何回かはかったけれども、全部基準に達していないよ。全部調べたから。そのうち壊れてしまったからそのまま。それから、たばこの自動販売機が置いてあるでしょう、状況を教えて。

◎（二見交通局長） 先ほど申し上げました、バスの乗務員控室のパーテーションで区切った喫煙室の中に、たばこの自動販売機を設置しているような形になってございます。

◆（加納委員） 喫煙室に自動販売機が置いてある。受動喫煙防止をして、健康管理をして、職員を何とかた



ばこから解放しようと一生懸命取り組んでいるのに、産業医も行っているのに、喫煙室にたばこの自動販売機があって平気で吸っている。これはちょっと違うのではないですか。副市長、いかがですか。

◎（渡辺副市長） 時代の流れとして、また産業医の勧告として、受動喫煙防止に積極的に本気で取り組むと言っているときに、その部屋に自動販売機があるというのは、委員御指摘のとおり、考え方としては矛盾していると思いますので、これは早急な改善を図るように指示してまいります。

◆（加納委員） 矛盾ですよ。だから、職員の健康管理を考えたら、すぐには僕は言わないけれども、皆さん方で営業所ごとに話をし、方向性を決めていただきたい。そこで、さらなる受動喫煙対策にどのように取り組むのか、局長の見解を伺います。

◎（二見交通局長） 職員の健康管理という面から、るる御指摘をいただきましてありがとうございました。お礼を申し上げます。私は常日ごろから、当局は現場の局でございますので現場を回りまして、職員と意見交換をしておるのですが、4月以降の意見交換の場におきまして、この受動喫煙をテーマに喫煙する者、しない者問いませんで、全職員と議論しまして意見を聞いて、また私の思いも伝えまして、その上で現行の喫煙室のような方式は見直してまいります。また、たばこの自動販売機につきましても見直してまいります。

◆（加納委員） たばこを吸ってストレスを解消するという人もいるけれども、正確にはストレス解消ではないのですね。でも、たばこを吸われることによってストレスを解消している人のほうが多いのです。受動喫煙対策を進める側が控室の中に自動販売機を置いてあって、さらに控室の中の喫煙室の中にも置いてあって、産業医が行って何も言わない。指摘しても平気。僕は営業所に何か所か行きましたよ。平気で吸っているのだから。健康管理という観点からも、それは改善しないとだめですよ。どうぞ、その辺についてはよろしく願いをします。

実は産業医の資料をずっと見てきたら、超過勤務とか過重勤務とかたくさん出てきているけれども、現状はどうなっているのか、わかる範囲で教えてください。

◎（二見交通局長） 1つの基準で申し上げまして、平成25年度、バスの乗務員でございますが、超過勤務手当月80時間を超える者の人数をカウントしますと、4月から1月末現在で230名ほどに上っております。

◆（加納委員） これは組合との協定があるでしょう。三六協定とか聞きましたけれども、これも考慮するとこの数字はいかがなのですか。

◎（二見交通局長） 労基法上の三六協定の上限数値は守っておりますが、それにしても多い超勤の時間になっていると思いますので、改善する必要があると強く認識をしています。（「人をふやさなきゃね」と呼ぶ者あり）

◆（加納委員） お一人が1カ月94時間の超過、ある人は96時間の超過、これを聞いてもう一度御見解を。

◎（二見交通局長） 休日からの休日の振りかえとなりますと、一日働かせてしまうとか、十数時間超えるとかございます。そういった意味で、今委員御指摘いただいた96時間、94時間の例は、私も現認、確認をしました。これは三六協定上の上限には行っていないのですが、どう考えましても働き過ぎでございますので、職員の健康管理、あるいは安全運行の面からも問題意識を持って取り組んでまいります。是正をしてまいります。

大変申しわけございません。

◆（加納委員） 副市長、たばこ絡みで本庁舎の今の受動喫煙対策は現在どうしているのか、今後どうするのかだけ確認させてください。

◎（渡辺副市長） 委員も御承知のとおり、また御報告もしておりますが、昨年3月に産業医から、いわゆる建物内禁煙、完全禁煙を実施するようという勧告を受けまして、現在本年度末、もう今月末になりますが、これを目途に行政棟及び議会棟について建物内禁煙を実施すべく準備を進めております。議会棟につきましても、先日、団長会議で御説明をして御了解いただいたということでございますので、総務局が中心になりまして、今申し上げたようなスケジュールで実施を進めていきたいと準備を進めているところでございます。

◆（加納委員） 屋上への提案をさせていただいたのですけれども、どうでしょうか。

◎（渡辺副市長） 行政棟の働く一般職員につきましては、屋上であれば、建物内禁煙の外という扱いになりますので、そこを喫煙スペースという代替スペースにして、今検討を進めているところでございます。

◆（加納委員） 以上で終わります。どうぞしっかりと今議論したことについて対応してください。  
ありがとうございました。